

令和6年度から3年間の介護保険料

段階	対象者	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者、本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方	16,700円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方	28,500円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円を超える方	40,200円
第4段階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	52,900円
第5段階	本人が住民税非課税で、「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円を超える方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	58,800円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	70,500円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	76,400円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	88,200円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	99,900円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	111,700円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	123,400円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	135,200円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	141,100円

※ なお、低所得者の保険料負担軽減を図る観点から、第1・2・3段階の人に公費が投入され、保険料の引き下げを行っています。

※ 保険料の納め方については、「介護保険料の納付の仕方について」のページにある「保険料の納め方」をご覧ください。

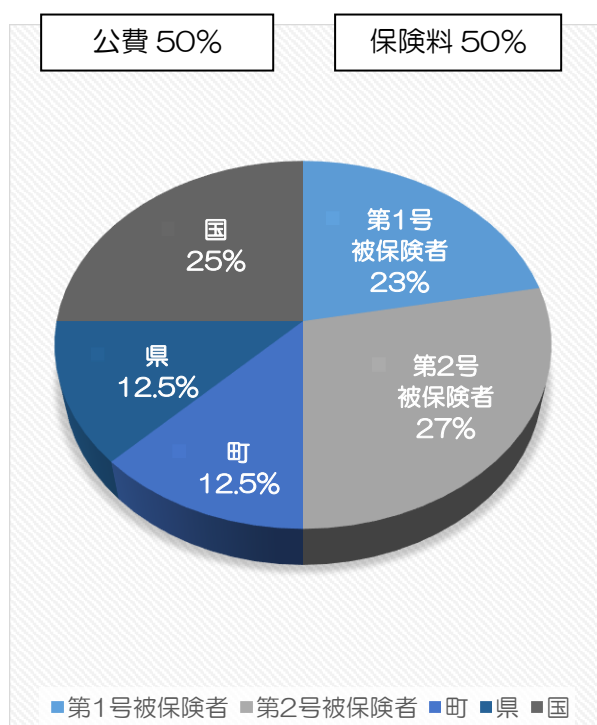
介護保険サービスに充てられる財源の内訳について

介護保険の給付に必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料（50％）と、国・都道府県・市町村の公費（50％）でまかなわれています。

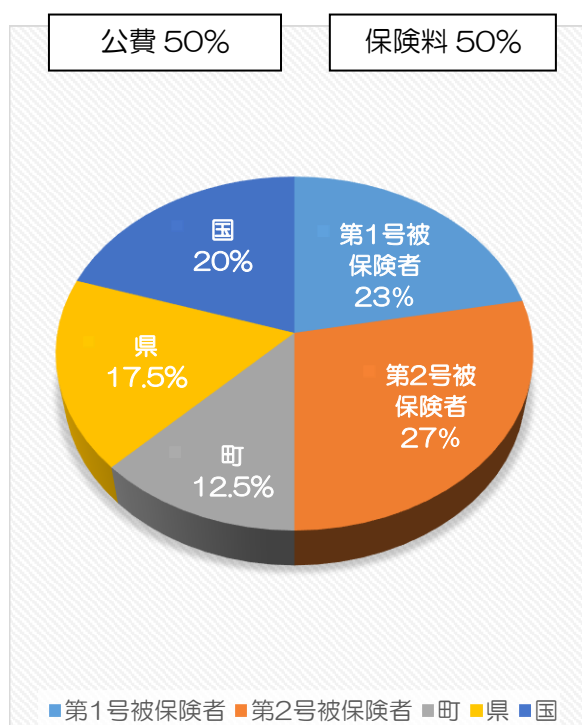
保険料の負担割合は、計画期間ごとに全国ベースの人口比率で定められ、令和6年度から8年度（第9期計画期間）においては、第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は23％、第2号被保険者（40歳から64歳）の負担割合は27％となります。

介護保険料算定の基準となる介護保険給付費（介護保険事業総費用から利用者の1割（一定以上所得者は2割または3割）負担分等を除いたもの）の負担割合を図示すると、概ね次のようになります。

○居宅給付費



○施設等給付費



このように、介護保険制度は、介護が必要になった方を社会全体で支える「社会保障」の仕組みで成り立っています。